

被災宅地危険度判定士養成講習会開催要領（案）

1. 趣旨

被災宅地危険度判定士制度は、災害対策本部が設置されるような大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する事により、宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する事を目的としています。

東日本大震災では、仙台市を中心に、宅地造成地にも多数の被害が発生しており、宮城県からの要請を受け、全国の自治体職員による被災宅地危険度判定の広域支援が行われ、本県からも登録者等 9 名が参加しております。

今後とも大規模な地震等が懸念されていることから、災害発生時における宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的に、被災宅地危険度判定士養成講習会を次の通り開催するものです。

2. 開催日

令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金） 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0

3. 会場

秋田県庁第二庁舎 8 階大会議室 （秋田市山王三丁目 1 番 1 号）

4. 受講対象者

秋田県被災宅地危険度判定士登録要綱第 3 条に該当する者（別紙「新規登録・更新を希望される皆様へ」を参照ください。）

県職員、市町村職員及び民間を対象に 200 名程度の受講を予定しております。

5. 講師依頼先

（公社）全国宅地擁壁技術協会